

# 平成29年度 病虫害防除情報

平成29年8月2日  
発表：福島県病虫害防除所

## いもち病の発生拡大が懸念されます。 適切な防除に努めましょう。

- 1 対象作物：水稻
- 2 病虫害：いもち病（穂いもち）
- 3 対象地域：県内全域

### 発生状況

- (1) 7月下旬の巡回調査では、葉いもちの発生は平年より少ない状況でしたが（図1）、一部、育苗箱施用剤を施用していないほ場では葉いもちの病斑が確認されています。
- (2) B L A S T A M（アメダスデータを用いた葉いもち発生予測プログラム）によると、7月に入り上旬と下旬に感染好適条件が連続して出現しています（表1）。
- (3) 東北地方の1か月予報(7月27日仙台管区气象台発表)では、前線や湿った気流の影響で曇りや雨の日が多いと予想されています。
- (4) 育苗箱施用剤を施用したほ場においては、薬剤効果が切れる時期となっています。

以上のことから、特に下記に該当するほ場では今後、上位葉での葉いもちの発生及び穂いもちへの感染が懸念されますので、早めに薬剤防除を実施するなど適切な防除に努めてください。

- ① 育苗箱施用剤を施用していないほ場
- ② 上位葉に病斑が見られるほ場
- ③ 中山間地のいもち病常発地帯
- ④ 葉色が極端に濃いほ場

### 防除対策

- (1) 葉いもちの発生が確認されたほ場では薬剤散布を実施し、病勢の伸展を防いでください（表2）。
- (2) すでに育苗箱施用剤や水面施用剤を施用したほ場であっても、葉いもち発生が確認された場合には追加防除を行ってください。
- (3) 葉いもちの発生が確認されていない地域でも早期発見・早期防除に努め、発生、拡大を防いでください。
- (4) 窒素の追肥はいもち病の発生を助長しますので、発生ほ場では薬剤散布も併せて行うなど、注意して実施してください。
- (5) 穂いもちを対象に水面施用剤を施用する場合は、各薬剤の施用適期に湛水して散布し、その後7日間以上止水してください（表2）。
- (6) 耐性菌の出現を防ぐため、同じ系統の薬剤の連用は避けてください。特に、QoI剤（表2の薬剤系統C3）を含む育苗箱施用剤を使用したほ場では、系統の異なる薬剤を使用してください。

表1 BLASTAMによる葉いもち感染好適条件の出現状況

アメダス地点 月日	中通り									会津						浜通り									
	梁川	福島	二本松	船引	郡山	湯本	小野	石川	古殿	白河	東白川	喜多方	西会津	猪苗代	若松	金山	只見	南郷	田島	相馬	飯館	浪江	川内	広野	山田
1日	-	-	-	-	●	△	-	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●
2日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3日	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	●	△	-	●	-	●	●
4日	-	-	-	-	●	-	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	●	●	●	-
5日	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	●	-	△	●	●	●	●	●	●	-	-
6日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
13日	-	-	-	-	-	●	○	○	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●
14日	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16日	○	-	△	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
17日	-	○	-	○	○	-	○	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	○	-	△	●	○	○	-
18日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	-	△	-	-	-	-	※	-	-
20日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23日	-	-	-	●	○	●	-	●	-	●	○	●	●	-	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-
24日	-	-	○	●	○	●	●	○	●	-	○	-	○	●	●	●	●	●	○	-	○	●	●	●	-
25日	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	●	●	●	●	○	●	○	-	○	-	-
26日	○	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	●	○	●	●	●	-	-	-	-	-	●	●
27日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28日	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-
29日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30日	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	-	●	-	-
31日	-	●	-	-	●	●	-	●	-	●	-	●	●	●	○	●	-	●	●	-	●	-	●	-	-

●：感染好適条件、○：準感染好適条件、△：感染可能条件、-：感染好適条件を満たしていない、※：判定不能

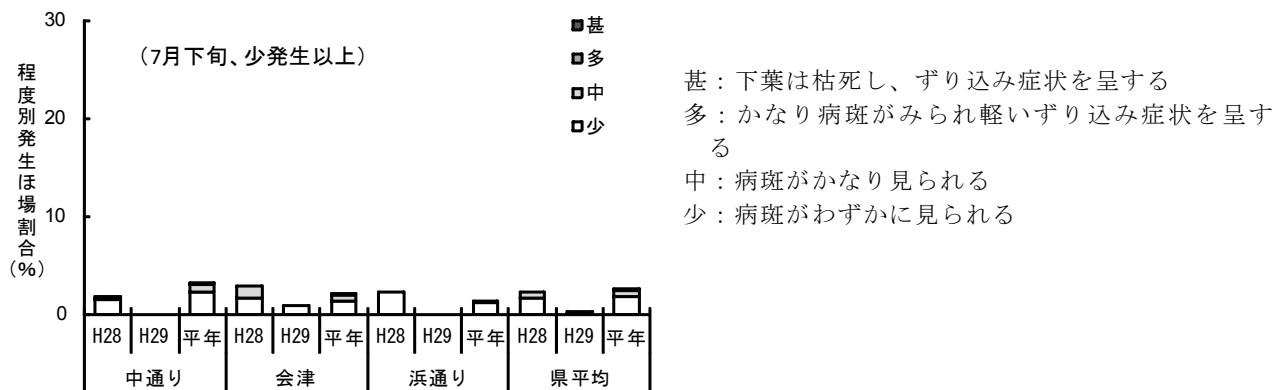


図1 葉いもちの発生状況 (7月下旬巡回調査)

表2 葉いもちの本田防除薬剤（茎葉散布剤（粉剤、液剤等）、水面施用剤（粒剤等））

剤型	薬剤名	有効成分名	薬剤系統	使用時期 (収穫前日数)	使用濃度、10 a 当たり 使用量、(散布液量)	使用回数 の制限
粉剤	ノンプラス粉剤DL	トリシクラゾール フェリムゾン	I1 U14	収穫7日前まで	3～4kg	2回以内
	ビーム粉剤DL	トリシクラゾール	I1	収穫7日前まで	3～4kg	3回以内
	ブラシン粉剤DL	フェリムゾン フサライド	U14 I1	収穫7日前まで	3～4kg	2回以内
	ラブサイド粉剤DL	フサライド	I1	収穫7日前まで	3～4kg	3回以内
液剤、水 和剤、乳 剤、フロ アブル剤	アミスターエイト	アズキシストロビン	C3	収穫14日前まで	1,000～1,500倍 (100～200L/10a)	3回以内
	カスミン液剤	カスガマイシン	D3	穂揃期まで	1,000倍	2回以内
	ノンプラスフロアブル	トリシクラゾール フェリムゾン	I1 U14	収穫7日前まで	1,000倍 (60～150L/10a)	2回以内
	ビームゾル	トリシクラゾール	I1	収穫7日前まで	1,000倍	3回以内
	フジワン乳剤	イソプロチオラン	F2	収穫14日前まで	1,000倍	2回以内
	ブラシンフロアブル	フェリムゾン フサライド	U14 I1	収穫7日前まで	1,000倍 (60～150L/10a)	2回以内
粒剤、パ ック剤	ルーチン粒剤	イソチアニル	P3	移植直後～葉いもち の初発3日前 (収穫30日前まで)	1kg	2回以内
	ブイゲット粒剤	チアジニル	P3	葉いもち初発20日～ 7日前 (収穫45日前まで)	3kg	2回以内
	オリゼメートパック	プロベナゾール	P2	葉いもち初発10日前 ～7日前 (収穫14日前まで)	小包装(パック)20～ 26個 (1～1.3kg)	2回以内
	フジワン粒剤	イソプロチオラン	F2	葉いもち初発10日前 ～7日前 (収穫30日前まで)	3～5kg	2回以内
	オリゼメート粒剤	プロベナゾール	P2	葉いもち初発10日前 ～初発時 (収穫14日前まで)	3～4kg	2回以内
	コラトップ粒剤5	ピロキロン	I1	葉いもち初発10日前 ～初発時	3～4kg	2回以内
	コラトップ1キロ粒剤12	ピロキロン	I1	葉いもち初発10日前 ～初発時	1～1.5kg	2回以内
	コラトップジャンボP	ピロキロン	I1	葉いもち初発20日前 ～初発時	小包装(パック)10～ 13個 (500～650g)	2回以内
	オリブライ1キロ粒剤	メトミノストロビン	C3	葉いもち初発10日前 ～10日後 (出穂10日前まで (但し、収穫45日前 まで))	1kg	1回

(注) 液剤、水和剤、乳剤、フロアブル剤の散布液量は、農薬ラベルに記載がない場合、10a当たり140～150散布する。

(注) 使用時期の下線は、試験の結果等をもとに農薬登録の使用基準の範囲内でより効果的な使用時期を示す。

(注) 平成29年7月31日現在の農薬登録内容

- 情報内容への質問や要望は福島県農業総合センター安全農業推進部発生予察課（病害虫防除所）まで御連絡ください（TEL 024-958-1709、FAX 024-958-1727）。
- 本情報は、福島県病害虫防除所のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/>）でもご覧になれます。